

資料コーナー

我が国企業の戦略的な知財管理に向けた取組

出典：特許庁 特許行政年次報告書 2009年版 (http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/nenji/nenpou2009/honpen/2-1.pdf) より抜粋

1. 特許出願の量から質への転換

我が国では、事業の選択と集中が進められるなど、産業の再編が進められてきた。また、改良生産技術や横並びの製品開発を支える目的での大量の特許出願・取得から、核となる事業を展開する上で必須の質の高い特許権の取得へと方針を転換する企業が増えている。さらに、開発した技術の性質によってはあえて出願をせずにノウハウとして秘匿管理することで事業の優位性を確保する考え方も浸透しつつある。近年、出願件数全体が減少傾向にあるが、上記のような背景のもと、企業等における知的財産戦略の転換が進みつつある(図1)。

2. グローバルな視点での出願戦略

経済のグローバル化に伴い海外での権利化を強化する動きが高まる中、各企業において、海外出願に重点が移行していることも、国内への特許出願件数が減少している要因として考えられる。また、グローバル出願率は2003年以降、一貫して増加している(図2)。海外での事業展開を計画しているのであれば、知的財産権の取得・管理に係わる費用と、知的財産権の活用による事業の優位性の確保とのバランスを考慮しつつ、事業戦略と連動した知財戦略を徹底することが不可欠である。

3. 事業戦略に対応した審査請求量返還制度の活用

我が国においては、年間総額19兆円近い研究開発費が投入され^{*1}、成果を法的に保護するための特許出願が年間約33万件なされている。その後、審査請求がなされる割合は出願件数に対して約6割、さらに審査が終了したもののうち、特許となるものは約5割の状況である一方、審査官からの拒絶理由に対し、権利取得の意思が示されずに拒絶査定等となるもの(応答なし拒絶)の割合が2割強存在する(図3)。「応答なし拒絶」とする理由として、a. 拒絶理由で提示された先行技術文献との差異を明確にするための補正を行なうと権利範囲が狭すぎて活用できないため、b. 事業の方向性が変更となり、権利化の必要性がなくなったため、との回答がよく聞かれる。

a. については、審査請求時までの先行技術調査が不十分であった可能性がある。研究開発の開始段階において既に他社に先行されていないかを確認したり、研究開発の進行段階において自社と競合他社の特許ポートフォリオを確認したりすることは、研究開発投資に対する効果を最大化する上で有益である。

b. については、審査請求料返還制度の活用が有効である。事業戦略と知財戦略との連携が密である企業の場合、審査着手前に出願の取り下げ・放棄を行い、審査請求料の返還を請求することにより費用の回収が可能となる。なお、回収した料金は、事業を進める上でより重要な技術の権利化を図るための費用や、先行技術調査の費用等として利用することにより、限られた知的財産予算を最大限活用することが可能となる。

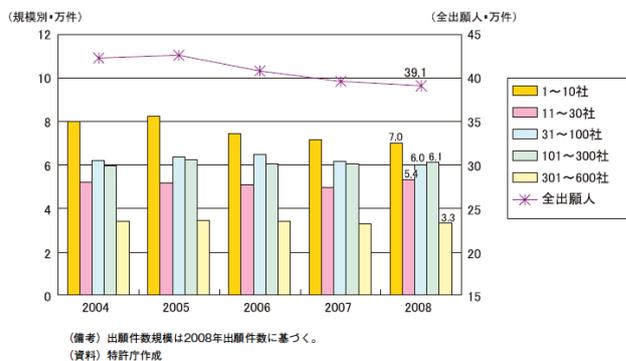


図1 特許出願件数の推移 (2008年特許出願件数順位別)

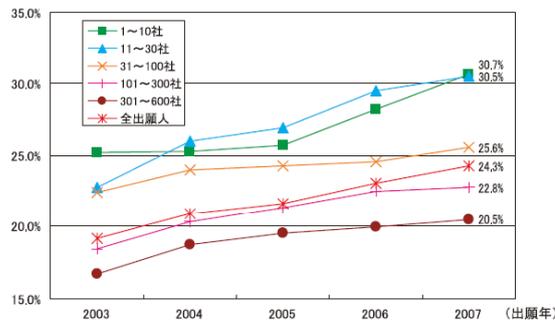


図2 我が国出願人のグローバル出願率の推移 (全出願人・出願件数順位別)

図2 我が国出願人のグローバル出願率の推移 (全出願人・出願件数順位別)

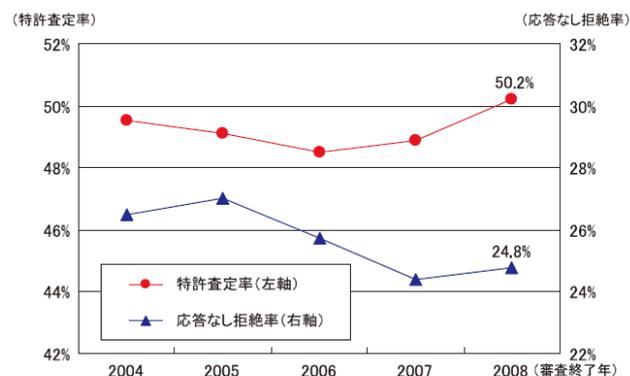


図3 特許査定率及び応答なし拒絶率の推移

川合弘敏 (東芝)

(平成21年8月31日受付)

*1 「平成20年科学技術研究調査報告」 (総務省)